

農村地域における障害者の就労環境創出の取組み

ー北海道T町を事例としてー

共生基盤学専攻 共生農業資源経済学講座 地域連携経済学 柏 絵織

1. はじめに

今日, 農業における障害者の就労が促進されているものの, その取組みは発展段階にある。労働力の不足が課題となっている農業では, 障害者の就労が農業の労働力確保に寄与することが期待されている。農業における障害者の就労人数を確保するには, 農業という就労の場が障害者に選ばれるような環境整備をしていく必要がある。しかし, 農業において障害者がどのように従事しているのか, 障害者が就労にどのような環境を求めているかは, 現在ほとんど明らかにされていない。

2. 方法

農村地域において地域に労働力の提供を行う障害者就労支援事業所を事例とし, 事例の主体である障害者就労支援事業所・障害者・農家等の3つの関係性に注目する。各主体の実態を明らかにすることで, 農業が障害者の就労においてどのような就労の場となるのか, 地域において障害者の就労が労働力の確保においてどのような位置づけを持つのか, そして今後の課題を考察する。

3. 結果・考察

北海道T町の障害者就労支援事業所S(以下,S)は, 障害者13名に対し就労の機会を提供する就労継続支援A型事業所(障害者福祉サービス事業所の1つ)である。Sは障害者とサービス利用契約・雇用契約を締結しており, 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し雇用に基づいた就労の場を提供している。Sは事業(生産活動)として農産物の生産・加工・販売のほか作業受託を行っている。作業受託においてSは農家や農協からも作業を受託している。Sの大きな課題としては農家・農協による作業受託の作業量のピークが夏に大きく発生することから, ピーク時の作業量の平準化と冬季作業の創出が必要となっていることである。

Sを利用している(雇用されている)障害者は,Sで就労する理由として収入を必要とする経済的な理由と, 日昼活動の場を求める福祉的な理由の2つを持っていた。今後の意向としてはSでの就労継続を希望する回答が多く, 収入の場・日昼活動の場として継続的な効果が期待される。

Sに作業委託を行っている農家等においては,Sの障害者を継続的に利用している農家の事例等があった。農家の事例では,Sの就労時間の規定から農作業を委託する時間が限られることや障害者の特性を理解しながら作業させる等の障害者に対し理解を持った委託であったものの, 障害者の能力向上に配慮する等の福祉的な取組みは見られなかった。農家の例においては農作業能力の高い障害者のみを継続的に利用する例もあり, 作業委託の競合と障害者の能力向上の機会の減少という悪循環が起きていた。

これらのことから, 今後,T町において障害者の就労で農業労働力の確保を行うには, ①Sが通年で就労させられる障害者数を増加させる(具体的には冬季作業の創出)②農作業能力の高い障害者を増やすことが必要になる。これにはSの努力だけではなく, 農家等の協力が今後求められるだろう。これには,Sが作業規定で誘因を行う(農作業能力が低い障害者を受け入れた農家には訓練謝礼を支払い実質料金を割り引く等)のほか,Sが農家への啓蒙活動を行うことが現時点では考えられる。